

立川市協働推進基本指針

令和3年6月

立川市

目次

はじめに	2
1. なぜ「協働」が必要なのか	5
2. 本市の協働をとりまく現状と課題	7
3. 基本指針	9
4. 協働の推進体制	12
《参考資料編》	
1. 協働とは何か	15
(1) 協働の定義	15
(2) 協働がもたらす効果	16
(3) 協働のカタチ	16
2. 協働のプロセス	18
(1) 協働を始める前に	18
(2) 協働の原則の相互確認	19
(3) 協定の締結	19
(4) 取り組みの評価	20
3. 事例	21
4. 市民活動団体へのアンケート結果概要	25

はじめに

改定の趣旨

立川市は平成18年(2006年)に策定した立川市協働推進基本指針に基づき、協働の推進に向けた環境整備や施策展開に努めてきました。指針の策定から6年が経過した平成24年(2012年)には、本市を取り巻く状況の変化等に対応した指針に改定し、協働のさらなる推進に取り組んでまいりました。

平成24年(2012年)の指針の改定以降、子ども未来センターの市民活動支援機能の稼働のほか、企業や教育機関等と締結する連携協定事例の増加等により、新たな主体が市内において活動する機会が増えてきました。このような協働を取り巻く状況の変化や、社会全般の変化等に鑑み、指針の改定を行うこととしました。

指針の改定にあたっては、市内の市民活動団体へのアンケート調査を実施するとともに、協働に関係する団体や市職員にヒアリングを実施し、本市の協働の現状や課題等について分析いたしました。

市民活動団体へのアンケート調査の結果からは、市との協働に成果があり、引き続き市との協働を希望する団体が多かった半面、市からの積極的なアプローチを求める声や協働のパートナーとなる市職員の育成などについての要望がありました。一方、市職員からは、協働事業に対しての明確な権限が与えられないと協働に取り組みづらいといった意見や、特に民間企業との協働においては、コンプライアンスとの兼ね合いでおよび腰となりがちであるといった意見もあり、協働に積極的に踏み出せない一面があることも浮き彫りとなりました。

今回の指針では、上記のアンケート結果等から明らかになった本市の協働を取り巻く現状や課題に言及するとともに、課題等から見えた今後の取り組みの方向性を指針とし

て示しています。また、市民活動団体からの要望や市職員の意見等から、市職員の協働に関する意識の向上や市の協働に対する体制等の強化など、市職員等に向けた内容を拡充した指針としています。

なお、本指針の改定時点では、いまだ新型コロナウイルスが収束していません。本市の協働を取り巻く環境にも影響を与えておりますが、市民活動団体等は活動内容を工夫しながら、活動を継続させています。また、令和3年度実施の「協働のまちづくり推進事業補助金」の募集にあたっては、過去最高の7つの団体から応募があったように、コロナ禍においても本市の協働事業は継続して実施しています。

このため今回の指針の改定では、コロナ禍での市民活動団体の活動紹介や市の取り組みについても触れておりますが、新型コロナウイルスの影響が長期化した場合や、協働事業を実施するうえで、さらに大きな影響を受けることとなった場合等には、改めてこの指針を見直すこととします。



さまざまな市民活動の拠点となっている子ども未来センター

本指針の目標

「多様な主体による協働の推進」は、立川市第4次長期総合計画「まちづくりの基本理念」で示される総合計画全体に通底する考え方です。

本指針は、この理念を推進するための市の取り組み方針等を示したもので、「多様な主体が協働し、市民力を生かしたまちづくり」を進めていくことを目指します。

《 まちづくりの基本理念 》

政策の展開にあたっては、すべての政策を通底する考え方として4つの基本理念に基づいてまちづくりを進めていきます。

1 多様な主体による協働の推進

- 多様な主体が協働し、市民力を生かしたまちづくりを進めていきます。

2 積極的なシティプロモーションの展開

- 地域の魅力を発信し、誇りを持てるまちづくりを進めていきます。

3 シニア世代や女性をはじめとした多様な人材の活躍

- 市民それぞれが生涯活躍できるまちづくりを進めていきます。

4 不断の行財政改革の推進

- 市民ニーズに的確に対応できる、効率的・効果的な行財政運営を進めていきます。

協働推進
基本指針

= 理念を具体的に実現していくもの

1.なぜ「協働」が必要なのか

「協働」がなぜ必要なのでしょう。

その理由は、地域課題や社会的な課題を解決する手段として「協働」が求められているからであるといえます。また、課題解決にあたっては、市と市民活動団体や市民活動団体同士等が力をあわせて取り組み、お互いの特性を生かし、単独で実施するよりも高い効果を得ることも期待されています。

近年、少子高齢化や人口減少等が急速に進んだことで、単身の高齢者の増加や孤独死等の問題がクローズアップされてきました。8050問題^(注)のような新しい社会問題も表面化しており、市民の公共サービスに対する期待は、今後も高まることが予想されます。

また、ライフスタイルや価値観の多様化により、市民ニーズも複雑化・多様化しており、市はこのような市民ニーズや地域課題等への的確な対応に努めていく必要があります。

しかし、市だけでは対応できない領域の業務が増えてきていることや、今後人口減少がさらに進めば、地域活力のさらなる低下につながることも懸念され、市民活動団体等の資源を活用した協働の重要性がますます高まっています。

^(注)8050問題とは

中高年の引きこもりを抱えた世帯で、80代の親が50代の子どもと同居して生活を支え続けている状態

《参考》立川市が持つ協働の資源・特性

市が地域課題等を解決するための協働のパートナーとして、地域住民の組織やボランティア団体、NPO法人等が挙げられます。

本市には、NPO法人やボランティア・市民活動センターたちかわ等に登録し、活動している市民活動団体が約260団体あり、福祉や子育て、環境保全や多文化共生などの様々な分野で地域課題等の解決に尽力しています。そのほかに、本市には国や都の専門機関が集積しており、協働のパートナーとして期待できること、地域固有のお祭りや商店街のイベント等が数多く実施されていること、多摩地域の交通の要衝として、他地域からの人材が交流していることなどの特性があり、協働に関して大きな強みがあります。

また、市内には約180の自治会と自治会連合会があります。自治会や自治会連合会は、長年にわたり地域コミュニティの中心として、地域の課題等に協働で取り組み、安全で安心して快適に暮らすためのまちづくりを進めてきました。平成31年（2019年）3月25日には「立川市自治会等を応援する条例」が施行され、自治会等が地域における協働のパートナーとして安定した活動等をしていくために、市や市民、事業者等の役割について条例で整備していることも本市の強みといえます。

2. 本市の協働をとりまく現状と課題

本市における協働の取り組みを推進するためには、協働をとりまく現状と課題の分析が有用と考えられます。平成31年度(2019年度)に実施した、市民活動団体に対するアンケートや、協働に関係する団体、市の関連部署等へのヒアリングを通して、以下の点が明らかになりました。

○市と市民活動団体等との協働事業数は、ここ数年、年間100件前後で概ね横ばいの傾向です。

○「会員等の確保」「財政基盤の確立」「団体を担い取る人材の育成」を課題として考えている市民活動団体が多く、市に対し財政支援や会員募集等の情報発信の要望が多くなっています。また、団体同士の交流の場を求める声が散見されました。

○市との協働実績のある市民活動団体からは、市との協働事業で「参加者が増えた」「市と課題や現状の認識を共有することができた」などの成果をあげる団体が多く、8割近い団体が今後も市との協働を希望しています。なお、市との協働にあたっては、市からの積極的なアプローチを望む声や、協働のパートナーとなる市職員の育成も求められています。

○市民活動団体からは、市に対して「もっと活動の現場を知ってほしい」「現場に足を運んでほしい」という意見がありました。

補助金の申請等に関しての書類のやり取りだけに終わってしまい、フェイスツーフェイスの関係を築くことが難しい現状が浮き彫りとなっています。折をみて個々の現場

に足を運ぶことや、行政と団体の交流の機会の設定を検討することも有用だと考えられます。

例えば、区部では、各分野の市内のコア団体と行政の担当課との交流会を実施している例があり、いろいろな分野の行政や団体が交流することで、新たな事例のスタートアップや団体間の資源のマッチングにつながっています。

○市民から「協働したい」という機運が高まってきたときに、横断的な行政課題への柔軟な対応ができるように、庁内の窓口をつなぐコーディネーターの配置を望む声がありました。

○職員からは、「協働を担当する明確な権限が与えられないと、協働に取り組みづらい」「特に民間企業との協働において、コンプライアンスとの兼ね合いにとらわれて、および腰となりがちである」等の協働に積極的に取り組むことが難しいという意見がありました。

3. 基本指針

本市の協働をとりまく現状と課題の分析をふまえて、以下3点の基本指針を定めます。

(1) 市民活動団体等の運営や活動等への支援のさらなる充実を目指します

- 市民活動団体等の会員確保の機会を創出するため、新たなイベントの実施のほか、市民活動団体等の交流サイトや SNS の設定などに取り組みます。
- 市民活動団体等が行うイベントや講座等の企画や広報活動等を支援します。
- 市民活動団体等がより使いやすい補助制度をめざし、補助要件等の見直しに取り組みます。
- 国や都、その他民間財団などの各種団体が実施する補助制度を案内します。
- 市民活動団体同士や市民活動団体と市との交流機会の創出に取り組みます。
- ボランティア・市民活動センターたちかわ等の中間支援組織^(注)との連携により、地域のさまざまな活動に参加するきっかけづくりや人材の発掘等に取り組みます。
- 市民活動団体等が活動できる場所の拡充に取り組みます。
- (コロナ禍での取り組みとして) 中間支援組織と連携して、市民活動における ICT の活用や、オンラインでの企画実施等を支援します。

^(注) 中間支援組織とは

地域社会や NPO のニーズを把握し、人材・資金・情報などの資源提供者と NPO とを仲介し、それぞれの NPO の育成支援を図る組織。

(出典:高橋桂子,保坂仁美著「地方の時代における「中間支援組織」の在り方に関する予備的考察」(2003年)の記載を立川市により一部省略)

(2) 市職員の協働への意識の底上げに取り組みます

市職員への取り組みとしては、市民ニーズの把握に努めることや、市民等に対して分かりやすい説明に努めること等の協働をするうえでの職員の基本的な資質の向上を目指すほか、以下の項目にも取り組みます。

○協働に関する基本的な知識を身につけさせるための座学型の研修のほか、実際に地域に出て行うフィールドワーク型の研修などの機会を設け、地域を構成する様々な主体との相互理解を図ります。

○他市の職員、民間事業者等との交流や情報交換の機会創出に努めます。

○協働の多様な効果等について、庁内報「協働通信」等を活用してわかりやすく職員に発信します。



(3) 市の協働に対する制度や体制の強化等に取り組みます

○(仮称)協働推進員の配置を検討します。

協働事業の経験者や協働に興味関心の高い職員を指名又は推薦して、「協働推進員」として委嘱し、それぞれの所管部署で協働意識の啓発やコーディネート等を行うことを目指します。

○市民協働課による相談窓口の開設を検討します。

協働相手に関して、それぞれの活動のニーズにあった相手に出会えるようにマッチングやコーディネートを行うよう努めます。また、協働を考えている人々に様々な協働の可能性を見つけられるように、中間支援組織や市民活動団体等の情報をわかりやすく提供することに努めます。

○市民活動団体等との顔の見える関係づくりなどのため、現場視察やヒアリング機会の確保に努めます。

○民間事業者等との包括連携協定の締結を促進し、担当部署が事業を検討する際の協働のきっかけづくりを行います。

○「官民連携」の事業提案制度により、民間事業者のノウハウが市の施策に生かされる取り組みを推進します。

○民間事業者等が地域課題に取り組むきっかけづくりのため、市が保有する情報のオープンデータ(機械判読・二次利用が可能なデータ形式で公開された行政情報のこと)化を進めます。

○多様な主体との協働による、SDGsの取り組みを推進します。

4. 協働の推進体制

本市の協働を推進する体制には次のようなものがあり、それぞれの場面で協働の推進に取り組んでいます。

○市民参加と協働推進検討委員会

市政への市民参加や市民活動団体等と市の協働を推進する仕組みづくりなどを行うため、市は「市民参加と協働推進検討委員会」を設置し、市民活動団体等との協働に関することや、協働推進に伴う中間支援などのあり方に関することについて調査・検討します。また、本指針の進捗管理や市の取り組み等を評価・検証するとともに、必要に応じて指針の見直し等についても検討します。

○立川市内の中間支援組織

立川市内には以下の①～③のような中間支援組織があり、市内における協働を推進するために、協働の主体となる市民活動団体や自治会等の地域団体の活動を支援します。

① ボランティア・市民活動センターたちかわ（立川市社会福祉協議会）

⇒立川市内におけるボランティアや市民活動の総合的な相談窓口です。

相談業務のほか、機材の貸し出しや事業立ち上げに対する助成金の交付など、活動の基礎的な支援を行っています。また、団体の登録制度があるため、ボランティアと登録団体や登録団体同士をつなぐ仲介機能も担っています。

② 地域福祉コーディネーター（立川市社会福祉協議会）

⇒地域密着型の支援を行っています。市内全域を6つの地区に分け、全地区に担当のコーディネーターが配置されています。地域における課題を聞き取り、その課題を地域住民や団体（市民団体や企業、行政機関など）のネットワークによって解決に向けた道筋を作る取り組みを行っています。

③ 子ども未来センター協働事務室(愛称:みらきち)

⇒ 子ども未来センターの中にある市民活動サポート組織です。登録団体は、子ども未来センターでイベントや講座を実施する際に、立川市から受託された民間の専門スタッフによるサポート(企画や広報の支援、活動を活性化するスキルのレクチャー)が受けられます。

そのほかに、周辺の地域団体や企業、市外の団体への働きかけなど、活動の実践の場や、波及を求める団体に向けた発展的な支援を行っています。

【参考】市や外郭団体の市民活動支援機能

以下のような組織が市民活動を支援しています。

市民協働課

⇒ 市民活動団体や地域団体等からの相談を受けて、庁内各部署や関係団体につなぐ中間支援的な機能を担っています。

地域学習館(立川市生涯学習推進センター)

⇒ それぞれの地域における市民活動の拠点として、地域学習館があります。単なる活動場所として機能するにとどまらず、活動に関するサポートを行い、市民とともに地域の市民活動活性化の一翼を担っています。

立川市地域文化振興財団

⇒ 「文化とあなたの架け橋に」をキャッチコピーに、文化芸術の鑑賞に関する事業、文化芸術活動の普及や支援に関する事業、地域コミュニティの活性化及び振興に関する事業など、幅広い事業に市や市民団体と連携して取り組み、市民活動やコミュニティの活性化に積極的に取り組んでいます。

參考資料編

《参考資料》

1. 協働とは何か

(1) 協働の定義

協働は同じ目的のために対等の立場で協力して共に働くことですが、本指針では協働の定義を次のように定めました。

地域や社会の課題解決という共通の目的のもと、行政、市民、自治会、NPO 法人、企業、教育機関などが、それぞれの主体性・自発性を発揮して、お互いの立場や特性を認識・尊重しながら、相乗効果を生むような取り組みをすること。

「協働」とは、ただ一緒に事業を行うことを目的とするものではなく、連携・協力することにより良い課題解決につなげるための手段です。

定義のポイントを整理すると次のとおりとなります。

- ①地域や社会の課題解決という目的が事業に関わる人たちの間で共有できているか。
- ②それぞれの組織が持つ特性や得意分野を発揮し合う役割分担となっているか。

また、それぞれの主体性・自発性が発揮できる対等な関係となっているか。

- ③お互いの立場、特性、考え方を理解し、尊重できているか。
- ④足し算ではなく掛け算のように、より大きな成果が得られるような内容や協働相手になっているか。



(2) 協働がもたらす効果

①相乗効果

お互いの強みを活かすことで、個々に取り組むことより大きな成果が得られる

(事例:21 ページ「プレ錦まつり」)

②波及効果

事業に関わった組織・人の意識や事業へのアプローチに変化をもたらす

(事例:22 ページ「こどもとおとなの話し合い」)

③創出効果

事業の成果が、社会に新しい価値を提供し、新たな制度や仕組みができる

(事例:23 ページ「地域猫活動」)

(3) 協働のカタチ

市民活動団体等と市とが行う協働には、多様な形態があり、代表的な形態として次のようなカタチがあります。

市が主体となるもの

委託

市が実施する事業を、市民活動団体等の特性を生かし、事業をより効果的に実現するために、市民活動団体等に事業を委ねるカタチ

団体等と市がともに主体となるもの

共催

市民活動団体等と市の双方が主体的な立場で協力して、事業を実施するカタチ

実行委員会

事業を行う実行委員会に多様な主体や市が参画し、それぞれ役割分担のうえ事業を行うカタチ

団体等が主体となるもの

補助

市民活動団体等が行う事業に対して、活動資金を支援することで、公共的な課題の解決を実現するカタチ

後援

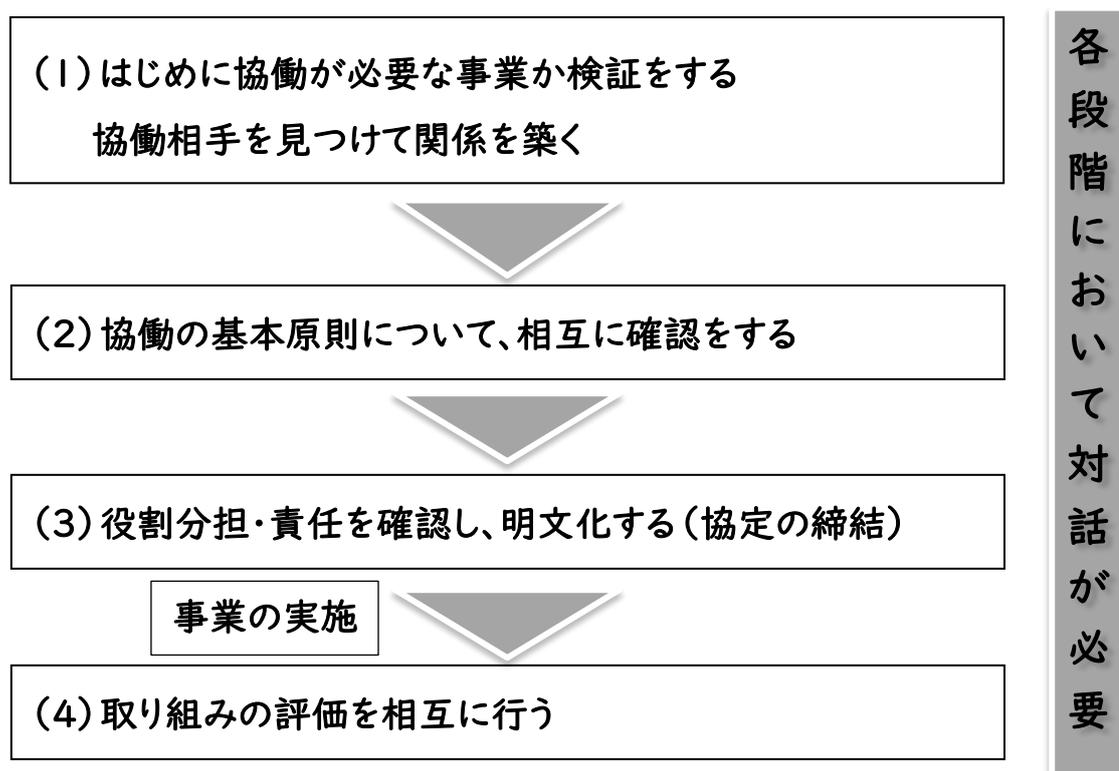
市民活動団体等が主催する事業の公共性・公益性を認め、財政面以外の支援を行うカタチ。事業に対する理解や社会的信用性が高まり、事業の効果的な実施につながります

ただし、これらの形態をとれば全てが「協働」ということではありません。次に示す「協働のプロセス」を意識して、事業に関わる人同士が対話をしながら事業を行うことが必要です。

2. 協働のプロセス

「協働」の効果が正しく発揮されるためには、「何をやるか」以上に「どうやるか」というプロセスを意識して事業を行うことが最も重要です。

また、全てのプロセスを実行する際には、事業に関わる人同士で「対話（話すこと・聴くこと）」することが大切です。



(1) 協働を始める前に

協働が必要な事業かを考える⇒各施策の課題を解決するために協働することが必要なのか、また、課題に対して自分たちにできることできないこと、相手にやっていただきたいことなどを考えます。

関係を築く⇒相手の活動への思い、相手の持つ資源、相手組織の特性などを理解しているか。また、こちらのそれらを理解していただいているか。

(2) 協働の原則の相互確認

「協働」には、次のような基本原則があります。「協働」で事業を進める際には、事業に関わる主体それぞれが基本原則を意識して、相互に確認することが大切です。

①対等性・自主性の尊重	お互いが、上下関係でなく対等な関係のもとで、相手の自主的な活動を尊重すること
②相互理解	それぞれの行動原理や価値観の違いを認め合うこと
③目的の共有	どのような課題解決をするか、なぜ協働するのかという「目的」を明確にして、お互いに共有すること
④役割分担・責任の明確化	共通する課題の解決に向け、役割分担を明確にした上で、責任の所在を明らかにすること
⑤公平・公正の原則の確立	公平で透明性を確保した手続きで事業を進め、協働相手や第三者に対して情報の公開を行うこと

(3) 協定の締結

「役割分担・責任の明確化」を確認する際に、必要に応じて協定書として書面に残しておくことでトラブルを防止し、明確な責任体制で事業を進めることができます。協定書には、課題や事業の目的、概要、役割分担などを記載するとよいでしょう。責任分担、費用の分担、成果物の帰属等についても、互いに確認しながら書き込むことも考えられます。

また、協定書を締結して形式的なかたちを整えるだけでなく、事業の最中でも定期的に打合せの場を設けてコミュニケーションを取り、目的を確認・共有しましょう。

(4) 取り組みの評価

① 事業への評価

当初の事業目標が達成できたかといった成果や、協議の状況、役割分担などについて振り返ります。

② 協働への評価

協働で行うことの最大のメリットである「単独で行うよりも大きな成果を生み出したかどうか」を確認(評価)して振り返ります。

③ 改善点の確認

双方で改善点を確認し、次年度以降の事業に反映させます。

④ 社会からの評価(評価結果の公開)

評価結果は、事業の関係者だけでなく広く一般市民にも公開し、外部からの意見を取り入れる工夫をすることで、協働の質を高めていく必要があります。また、新たな協働の芽を育てることにもつながります。

3. 事例

(1) プレ錦まつり

錦学習館で開催する「プレ錦まつり」では、東京学芸大学の学生たちが企画し、地域住民等からなる地域運営協議会と協働することで、参加者の子どもたちが楽しく遊びながら、地域の歴史や立川の良いところを学ぶイベントの実現につなげています。

学生たちにとってもフィールドワークの機会となり、地域の方にも若者・子どもとの交流となる事業運営となっています。



(2) こどもとおとなの話し合い

「こどもとおとなのはなしあい in 市議会議場」は、市内の小学４年生から１８歳までの子どもたちが、やりたいこと、ほしいものなどを市議会議場で提案するイベントです。

議場でののはなしあいの結果、審査が通ると、提案内容の実現に必要なお金を民間基金である「ウドラ夢たち基金」から出してもらうことができます。

子どもから大人に提案し、実現に向けて支援を受けながら、自らも努力するプロセスを通して子どもたちは貴重な経験をすることになります。

「ウドラ夢たち基金」とは、立川市内のこどもたちが夢を形にする事業などを資金面で支援するために設立された団体です。

市が提案の募集や会場の確保を、「ウドラ夢たち基金」が企業を中心とした寄付の募集を担い、提案の採択は市と協働で行います。



(3) 地域猫活動

市内では、飼い主のいない猫をめぐり、ふん・尿や鳴き声、無責任な餌やりなどによる問題が生じ、地域のトラブルに発展する場合があります。こうした問題を解決するため、市では「地域猫活動推進事業」に取り組み、地域住民、ボランティア、市の三者協働で活動を実施しています。具体的には、地域住民の理解のもと、ボランティアによる猫の不妊・去勢手術を進め、飼い主のいない猫を適切に管理し、減らしていく取り組みです。

富士見町のある地域では、トラブルを抱える当事者が活動を始めましたが、自治会と連携したことで、地域猫活動の周知が地域内にいっぺんに進み、猫の不妊・去勢手術も行うことができ、猫のトラブル解決につながりました。

市内の他地域でも同様の取り組みが広がり、現在では、活動グループのネットワークである「立川市地域猫登録団体連絡会」が立ち上がり、市内のイベント等での周知や保護した猫の譲渡会を行っています。

市は、地域とボランティアの仲介や、補助制度を通じた各種の支援を行っています。様々な活動主体による役割分担で、協働の考え方を実践し、ともに気持ちよく暮らせる地域づくりを進めています。



(4) コロナ禍での事例

オンラインの協働イベント

子ども未来センター協働事務室では、毎年夏に縁日、屋外映画会、水遊びイベントなどからなるお祭りを行っています。令和2年度は新型コロナウイルスの影響で実施を見送り、代わりに「さんさんチャンネル」という様々な講座などをオンライン配信するプログラムを実施しました。

このプログラムの目玉として、コロナの影響で中止となった「諏訪まつり」のポイントを紹介し、翌年の開催を展望する座談会形式の番組が配信されました。プログラム作成には市が仲立ちをした自治会役員の紹介で、諏訪まつり実行委員会に様々なご協力を頂きました。当日は自治会の役員もパネリストとして参加し、若手のコーディネーターや市民団体メンバーと祭りの話題で世代を超えて盛り上がり、大好評のプログラムとなりました。



祭りの情緒をオンラインで配信



4. 市民活動団体へのアンケート結果概要

(アンケート回答43団体:回答上位3件を掲載、複数回答制 *一部を除く)

①団体の活動で課題と感じていること(43団体回答)

1位 団体の会員、支援者の確保(22件)

2位 団体の財政基盤(20件)

3位 団体の組織体制(16件)

②市民活動支援として行政等に要望したいこと(43団体回答)

1位 団体への財政支援(22件)

2位 団体の活動や会員募集などの情報発信支援(20件)

3位 市民活動を行いたい人と受け入れる人を結びつけるコーディネート、マッチング
業務(16件)

3位 活動場所の確保(16件)

③協働を進めるためにどのようなことが必要だと思いますか(43団体回答)

1位 協働のパートナーとなる市職員の育成(19件)

2位 行政や他の団体と交流する機会の充実(18件)

3位 協働相手のコーディネート、仲介(17件)

④行政との協働経験(43団体回答) 経験あり…23団体

⑤行政と協働したことでのどのような成果があったか(23団体回答)

1位 市の広報紙やホームページにイベント等を広報することで、市民の参加者が増えた(14件)

2位 効果的・効率的に事業を実施できた(11件)

3位 行政と課題や認識を共有することができた(10件)

⑥行政と協働したことで課題に感じるがあったか (18団体回答)

1位 団体単独で行うより時間や手間が増えた(8件)

2位 事業の目的・目標を共有できなかった(2件)

2位 行政との相互理解には至らなかった(2件)

その他(11件)

協働推進基本指針 市民活動団体向けアンケート

●はじめに

本市では、多様な主体の協働を進めることで、地域社会の課題を解決することを目指して平成 18 年に「立川市協働推進基本指針」を策定しました。（平成 24 年に改定）

この調査は、協働推進基本指針の改定にあたり、今後、立川市の市民活動や協働をさらに推進するため、指針に定める市の取り組みの見直し等に活かすことを目的として、市内で活動される市民活動団体の状況や協働に関する認識についてお聞きするものです。

（回答時間の目安：5分）

●団体の活動に関する質問

設問1 あなたが活動している団体のことについてお聞かせください。（平成 31 年 4 月時点）

- | | | | | | |
|---------|-------------|--------|--------------|-------------|------------|
| (1)活動年数 | ①3年未満 | ②3～5年 | ③6～10年 | ④11～20年 | ⑤21年以上 |
| (2)会員数 | ①5人未満 | ②5～10人 | ③11～30人 | ④31人～100人 | ⑤101人以上 |
| (3)分野 | ①保健・医療・福祉 | ②教育・研究 | ③まちづくり・まちおこし | ④芸術・文化・スポーツ | ⑤環境保全 |
| | ⑥防災・防犯 | ⑦人権・平和 | ⑧国際交流 | ⑨子ども・青少年育成 | ⑩雇用促進・雇用支援 |
| | ⑪その他
() | | | | |

設問2 あなたが市民活動を始めたきっかけは何でしたか。

- ①市などの講座に参加したこと
- ②地域や生活上での課題を市役所や社会福祉協議会などに相談したこと
- ③自分が持っている能力を社会に活かしたいと思ったこと
- ④学校や会社の奨励制度などで活動に参加したこと
- ⑤ボランティア活動に参加したこと
- ⑥知り合いに誘われて
- ⑦その他（具体的に)

設問3 団体の活動で課題と感じていることをお聞かせください。（上位 3 つまで）

- ①活動場所の確保
- ②行政等からの市民活動に関する情報提供が少ない
- ③活動内容や会員募集の情報を発信するスキルやツールが足りない
- ④団体の財政基盤（自主財源の比率など）
- ⑤団体の組織体制（人材育成や労務など）
- ⑥事業の継続性
- ⑦団体の会員、支援者の確保

⑧活動や事業の相談をする場所がない、分からない

⑨その他（具体的に ）

設問4 市民活動支援として行政等に要望したいことをお聞かせください。（上位3つまで）

①市民活動に関する情報提供（イベントや助成金など）

②団体の活動や会員募集などの情報発信支援

③活動場所の提供

④団体の表彰、認証制度の創設

⑤市民活動を行いたい人と受け入れる人を結びつけるコーディネート、マッチング業務

⑥団体への財政支援

⑦組織作りや会計事務などのスキルを学ぶ講座

⑧その他（具体的に ）

●行政との協働に関する質問

設問1 あなたは「協働」について知っていますか

①知っている（内容を説明できる）

②内容はわからないが聞いたことがある

③知らない

設問2 行政との「協働」についてお聞かせください。

(1)あなたが活動している団体が考える行政との協働とはどのようなものですか。

（当てはまるものすべてに○）

①政策を一緒につくること【事業や施策等の計画、検討の段階から市民等が意見や提案を出すこと】

【審議会・検討会等への参画】

②共催【NPOや市民活動団体と行政がともに主催者となって共同でひとつの事業を行うもの】

③実行委員会・協議会【行政、市民、市民活動団体等が事業の実施のために、人員や資金等を出し合っ
て運営する組織】【さまざまな人や団体が集まって話し合うための組織】

④事業協力【目的や役割分担を決めて、行政と継続的な関係で協力して事業を実施するもの】

⑤委託【行政から事業を受託するもののうち団体側の主体的取組みを含むもの】

⑥指定管理【公の施設の管理運営を指定管理者制度により受託するもの】

⑦補助・助成金【NPOや市民活動団体が主体的に行う公益性の高い事業へ行政が資金提供を行うもの】

⑧活動の場の提供【行政が貸会議室等の場所を提供するもの】

⑨後援名義【NPOや市民活動団体が行う事業に対して行政が後援名義使用の承認を行うもの】

⑩その他（ ）

(2) これまでの団体の活動の中で、行政と協働した経験がありますか。

- ①経験がある→設問3へ ②経験がない→設問4へ ③よくわからない→設問4へ

設問3 「協働」による成果と課題について

(1)設問2-(2)で「①経験がある」を選んだ方にお聞きします。

協働したことでどのような成果がありましたか。

- ①行政と課題や認識を共有することができた
②市の広報紙やホームページにイベント等を広報することで、市民の参加者が増えた
③新しい住民ニーズの発見、充足ができた
④団体の財政負担の軽減につながった
⑤行政とのネットワーク構築につながった
⑥効果的・効率的に事業を実施できた
⑦その他 ()

(2)設問2-(2)で「①経験がある」を選んだ方にお聞きします。

協働したことで課題に感じることはありましたか。

- ①事業の目的・目標を共有できなかった
②団体単独で行うより時間や手間が増えた
③行政との相互理解には至らなかった
④行政からの要望が多かった
⑤事業の評価基準が明確になっておらず、評価ができなかった
⑥その他 ()

設問4 「協働」の取組みについて

(1)協働に進んで取り組みたいと思いますか。

- ①取り組みたい→設問4(2)へ ②取り組みたくない→設問4(3)へ ③わからない→設問4(3)へ

(2)設問4-(1)で「①取り組みたい」を選んだ方にお聞きします。

その理由は何ですか。

- ①単独で行うより高い成果が期待できる ②行政の持つ信頼性や広報力に期待できる
③行政とのネットワークを広げたい ④多くの市民が参加し、社会課題の解決につながる
⑤効率的・効果的な事業実施が期待できる ⑥その他 ()

(3)設問4-(1)で「②取り組みたくない、③わからない」を選んだ方にお聞きします。

その理由は何ですか。

- ①団体だけで対応できる、または効率的である ②人員や予算が不足している
③協働の実施には時間や手間がかかる ④事業に適した行政の担当部局(課)がわからない
⑤協働に適した事業が何か分からない ⑥その他 ()

立川市協働推進基本指針

令和3年6月発行

編集・発行 立川市市民生活部市民協働課

〒190-8666 東京都立川市泉町1156番地の9

電話 042(523)2111(代表)

FAX 042(527)8074